

2018年6月27日

荷主様

**南アフリカ向け 24 時間ルールに関するお知らせ**

平素は弊社コンテナサービスに格別の御愛顧を賜り誠に有難う御座います。

さて、南アフリカ税関からの通達により、南アフリカ向けのマニフェスト情報を本船船積24時間前に税関に提出することを義務つけられ、これに伴い、BL INSTRUCTIONを提出する際には下記内容をご参照の上、情報の御提供を頂けますよう御協力宜しくお願い申し上げます。

記

適用対象貨物 : 南アフリカ向け

適用開始時期 : 2018年7月1日

記載必須事項 :

- ① SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY PARY の会社名/ 住所
- ② 詳細品名
- ③ 6桁のHS CODE

\* 品名についての記載方法は下記をご参照下さい。

<http://www.sars.gov.za/FAQs/Pages/2365.aspx>

- ④ CUT日 : 変更はありません

ご不明な点は弊社カスタマーサービス部遠洋チームか営業担当までお問い合わせ頂けます様お願い申し上げます。

コスコ SHIPPING ラインズ ジャパン 株式会社  
カスタマーサービス部